

日本人間の離婚 (日本方式)

離婚届

平成 年 月 日届出

大使館
総領事殿

受理 平成 年 月 日
第 号

送付 平成 年 月 日
第 号



書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(1) 氏名	夫 ながた ただはる 氏名 永田 忠治	妻 ながた ようこ 氏名 永田 容子
生年月日	昭和40年 5月 12日	昭和43年 6月 23日
住所	フランス国パリ市オ8区クルベル通り 38番 ^{番地} 号 世帯主の氏名 永田 忠治	フランス国イヴリンヌ県メゾンラフィット市 ポワシー通り21番 ^{番地} 号 世帯主の氏名 永田 容子
(2) 本籍	兵庫県明石市相生町1丁目150番 ^{番地} 号 筆頭者の氏名 永田 忠治 (□夫の国籍 □妻の国籍)	
(3) 父母の氏名	夫の父 永田 栄吉 続き柄 長男 母 きぬ	妻の父 野村 泰夫 続き柄 二女 母 峯子
(4) 離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 判決	
(5) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	和歌山県田辺市湊 333番 ^{番地} 筆頭者の氏名 野村 容子
(6) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 永田 忠義	妻が親権を行う子 永田 美智子
(7) 同居の期間	平成 4年 10月 から 平成 8年 3月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(8) 別居する前の住所	フランス国オドセヌヌイジュールヌ市ヴクトルユゴ大通り 9番 ^{番地} 号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 会社員 妻の職業 会社員	
その他	<div data-bbox="295 1892 694 2027" data-label="Text"> <p>日中ご連絡できる夫妻の電話番号を記入</p> </div> <div data-bbox="989 1926 1404 1982" data-label="Text"> <p>印または右手親指にて拇印</p> </div>	
届出人名押印	夫 永田 忠治 印	妻 永田 容子 印

本籍地はダッシュ(-)などを使わず戸籍のとおり
×相生町1-150 相生町1丁目150番地

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名押	名印	尾形 二郎 印	河西 晴子 印
生年月日		昭和38年2月23日	昭和42年8月14日
住所		フランス国イヴリン県ヴェルサイユ市 オスマン通り9番地号	フランス国パリ市第15区 ニコロ通り17番地号
本籍		神奈川県横浜市中央区 宮前町4丁目6番地	静岡県浜名市旭3丁目 21番地

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ⇒ 2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- ⇒ 3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ⇒ 5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- ⇒ 6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- ⇒ 7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で離婚したときは、3か月以内に離婚証明書(外国の裁判所で離婚したときは、判決書の謄本及び確定証明書、これらの証明書は後記9.の届書よりも1通少なくてもよく、また、1通のほかは転写してもよい。)をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に離婚確定年月日及び離婚の方式(離婚判決による場合は、その裁判所名)を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
9. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通(復籍する人が新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは4通)夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
10. 戸籍謄本2通(うち1通はコピーでもよい)が必要ですので、あらかじめ用意してください。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いて下さい。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。